

Ⅲ 後期高齢者医療制度について（平成20年4月施行関係）

Ⅲ 後期高齢者医療制度について（平成20年4月施行関係）

1. 後期高齢者医療広域連合の設立について（平成19年3月末まで）
広域連合の設立のスケジュール等については、以下のとおりである。
なお、以下の内容については、総務省と調整中である。
 - （1）スケジュール
 - ・ 広域連合については、平成19年3月末までに設立する必要がある。
 - ・ 後期高齢者医療制度の施行は20年4月であるが、後期高齢者医療制度施行までの標準的なスケジュール案は、【別添3】の通り。
 - ・ 各都道府県における広域連合の設立に向けた準備状況は、【別添4】のとおりであり、3県において広域連合設立準備委員会が設置されたほか、大半の都道府県において、広域連合の設立に向けた具体的取組がなされている。
 - ・ 各都道府県においては、市長会・町村会等と相談しながら、引き続き、主導的役割をお願いしたい。
 - ・ なお、法律の施行等の期限の範囲内で、地域の実情に応じて、スケジュールが変動することはありうる。
 - （2）準備委員会の設置
 - ・ 準備委員会については、本年9月までに設置していただきたい。なお、これまでに設置された準備委員会の規約は【別添5】のとおりであるので、参考としていただきたい。
 - ・ なお、準備委員会の事務局の職員については、これまでの各都道府県の取組をみると、都道府県職員、市町村職員、国保連職員等で構成されている。
 - （3）広域連合の設立
 - ・ 広域連合と市町村との事務分担案については【別添6】のとおりである。
 - ・ 上記の事務分担案を踏まえたモデル規約案及び広域連合設立時に必要な条例・規則一覧は【別添7】のとおりである。なお、お示しするのはあくまで標準的な例であり、地方公共団体を拘束するものではないことを念のため申し添える。
 - ・ また、高齢者医療確保法第138条第1項において、広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者等の収入の状況等につき、市町村等に対し必要な文書

の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨規定されている。

- ・ この規定に基づき、広域連合は、市町村の住基担当部局や税務担当部局に対して情報提供を求め、被保険者管理及び保険料賦課等を行うこととなるが、その際の市町村の対応については、現行の介護保険等における介護保険担当部局等に対する対応と同様の扱いであることを申し添える。
- ・ 上記については、市町村の事務を定める政令の制定と併せて、8月下旬に正式に通知する予定である。

(4) 広域連合の設立に関する支援

- ・ 広域連合の設立に係る一時的経費については、別途連絡したとおり、老人医療費適正化補助金により補助することとしている。
- ・ また、国において、広域連合の被保険者管理・給付事務等に関するシステム開発を行い、各広域連合に配布することとしている。
- ・ なお、地方厚生局においても、都道府県等からの相談等に応ずるとともに、各都道府県の広域連合の設立の進捗状況の把握に努めていただきたい。

後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)

スケジュール	
地方議会の日程	
	都道府県部局長説明会(於 厚生労働省)
	市町村部課長説明会(於 各都道府県)
H18.7	
H18.9	9月議会
	準備委員会設置
	都道府県担当課長及び準備委員事務局長会議(於 厚生労働省)
	都道府県、市町村による規約の事前協議
H18.12	12月議会
	市町村議会の議決(規約の議決、H18年度分賦金)
	市町村の協議により規約を定める
H19.1	
	市町村から都道府県知事に対して申請
	都道府県知事の設置許可
H19.2	2月議会
	広域連合長選挙
	市町村議会(広域連合議会議員選挙(間接選挙の場合)、H19年度分賦金)
H19.3	
	広域連合議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度予算、19年度予算 ・広域計画 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行
	6月議会
H19.7	
	保険料設定の事前準備
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村住基情報の整理 ・被保険者台帳の作成 ・所得情報の整理 ・医療費の見込み ・関係市町村との保険料設定に関する調整
H19.11上旬	
	広域連合議会
	(保険料条例制定)
	保険料賦課決定、
	特別徴収のために社会保険庁への情報提供
H20.4	
	施行

※地域の実情に応じて、変更があり得る。

各都道府県における広域連合の設立準備状況

(平成18年7月6日現在)

1. 広域連合設立準備委員会を設置した都道府県 [3県]
広島県 (6月14日設置)、滋賀県 (7月1日設置)、長崎県 (7月1日設置)
2. 広域連合設立準備委員会の設立のための検討会等を設置した都道府県 [39都道府県]
北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県
3. その他 [5県]
青森県、福島県、静岡県、島根県、沖縄県

県名	北海道	岩手県	宮城県	秋田県
① 名称	後期高齢者医療広域連合に係る幹事会	広域連合設立に向けたワーキンググループ	後期高齢者医療広域連合準備検討会	秋田県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設立に関する検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討、調整を行うための幹事会	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討、調整を行う	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年5月25日設置	平成18年4月27日設置	平成18年6月21日設置	平成18年5月12日設置
④ 業務	設立準備委員会の設置検討、広域連合設置のための事前準備	設立準備委員会の設置検討、情報収集等	準備委員会規約案等の作成、情報収集等	設立準備委員会を設立するための所要の検討、調整等
⑤ 構成メンバー	<p>[幹事会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道 1名 ・市町村・広域連合 6名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 10名</p> <p>※幹事会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道 3名 ・市長会・町村会 4名 ・国保連合会 2名 <p>計 9名</p>	<p>[ワーキンググループ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 8名 (医療国保課、保健福祉企画室、長寿社会課及び市町村課) ・市町村 4名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 15名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(医療国保課国保グループ) 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県市町村課 1名 ・県国保医療課 1名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 5名</p> <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 10名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・国保連合会

県名	山形県	茨城県	栃木県	群馬県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立準備連絡調整会議	茨城県後期高齢者医療広域連合準備委員会設立のための幹事会	政策懇談会後期高齢者医療広域連合委員会	群馬県後期高齢者医療広域連合検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備への協力、情報収集	広域連合設立準備委員会の設立準備のための幹事会	広域連合設立準備委員会の設立準備のため、県と市町村が協議を行う会議	広域連合設立準備委員会の設置準備等のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月5日設置	平成18年5月31日設置	平成18年6月27日設置	平成18年5月24日設置
④ 業務	新制度に関する情報の収集・提供等	広域連合設立に向けた所要の検討・調整等	広域連合設立準備委員会の組織・体制等の検討 広域連合の組織、体制、業務の検討等	設立準備委員会設置のための所要の検討等
⑤ 構成メンバー	<p>[連絡調整会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県長寿社会課 3名 ・県市町村課 2名 ・市町村 12名 ・市長会 2名 ・町村会 2名 ・国保連合会 3名 <p>計 24名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 	<p>[幹事会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 12名 ・市長会、町村会代表 1名 ・国保連合会 1名 ・県(オブザーバー) 2名 <p>計 16名</p> <p>※幹事会の下に「検討会」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会 3名 	<p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 4名 ・市町 10名 <p>計 14名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>[事務局(準備作業チーム)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市町 6名 ・国保連合会 2名 <p>計 11名</p>	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(国保課課) 4名 ・市町村 8名 <p>計 12名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(市町村課) 1名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 2名 <p>計 5名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立準備打合せ	千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会調整会議	東京都後期高齢者医療広域連合設立委員会設立合同検討会	後期高齢者医療広域連合設立準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備のための打合せ	広域連合設立準備委員会の設置に係る所要の検討、調整を行う会議	広域連合設立準備委員会の設立準備のための合同検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月9日設置	平成18年7月6日設置	平成18年6月1日設置	平成18年4月27日設置
④ 業務	設立準備委員会の設立準備の打合せ	設立準備委員会の構成、事務局、規約等の検討	新制度に関する情報の収集・提供等	設立準備委員会の設立に向けた組織・事務局体制等の検討
⑤ 構成メンバー	<p>[打合せ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町 10名 (オブザーバー) ・県国保医療課 ・県市町村課 ・市長会 ・町村会 ・国保連合会 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[調整会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市町 7名 ・市長会・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[合同検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都 2名 ・特別区 7名 ・市町村 8名 ・国保連合会 3名 <p>計 20名</p> <p>[合同事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都 2名 ・特別区 4名 ・市町村 2名 <p>計 8名</p>	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 9名 ・国保連合会 1名 <p>計 11名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名

県名	新潟県	富山県	石川県	福井県
① 名称	新潟県後期高齢者医療広域連合 設立準備事務局	富山県後期高齢者医療広域連合に 関する勉強会	石川県後期高齢者医療広域連合 設立準備検討会	後期高齢者医療広域連合設立 準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立に 関する調整機関	広域連合設立準備組織の設立準備 等に関する調査、研究を行う会議	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月2日設置	平成18年6月7日設置	平成18年6月13日設置	平成18年5月22日設置
④ 業務	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整等	新制度に関する情報収集及び研究 広域連合設立準備組織の設立準備 の研究等	設立準備委員会の設立に向けた 組織・事務局体制等の検討	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整等
⑤ 構成メンバー	[準備事務局] ・市町 ・国保連合会 (増員の可能性あり) (オブザーバー) ・県 ・市長会 ・町村会	[勉強会] ・県(高齢者医療担当課) 1名 ・市町村 8名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 (オブザーバー) ・県(広域連合設置許可所管課) [事務局] ・県	[検討会] ・県 ・市町 ・国保連合会 計 7名	[検討会] ・県 ・市町 ・市長会 ・町村会 ・国保連合会 計 10名 [事務局] ・県

県名	山梨県	長野県	岐阜県	愛知県
① 名称	山梨県後期高齢者医療広域連合 設立プレ準備委員会	長野県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会設置に関する検討会議	岐阜県後期高齢者医療制度研究会	愛知県後期高齢者医療広域連合 設立準備事務検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための委員会	広域連合を設立するための準備委員会 を設置する上で必要な事項を検討する 会議	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設立、後期高齢者医療の事業運営等 について調査、研究及び協議を行うため の合同研究会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年5月19日設置	平成18年5月29日設置	平成18年5月19日設置	平成18年5月19日設置
④ 業務	新制度に関する情報の収集等 新制度の研究等	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整等	新制度運営に向けて調査・研究・協議等	設立準備委員会関係(組織・事務局 体制・規約案)の検討等
⑤ 構成メンバー	[プレ準備委員会] ・市町 7名 ・国保連合会 1名 ・県(事務局) 1名 計 9名 [事務局] ・県	[検討会議] ・県(医療子一ム、市町村子一ム) ・8市町村(市4、町村4) ・市長会 ・町村会 計14名 [事務局] ・県	[研究会] ・全市町村 42名 (顧問) ・県 2名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 ※研究会には「幹事会」を「幹事会」には 「専門部会」を置く。 [事務局] ・会長市(岐阜市)	[検討会] ・県 3名 ・市町村 18名 ・国保連合会 3名 計 24名 [事務局] ・県

県名	三重県	滋賀県	京都府	大阪府
① 名称	三重県後期高齢者医療広域連合設立 連絡調整会議	滋賀県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会	後期高齢者医療制度検討会議	後期高齢者医療制度府・市町村 共同検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設置のための連絡調整を行う会議	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合の設立準備等の検討をする ための検討会議	広域連合の設立準備等の検討
③ 設置年月日	平成18年7月3日設置	平成18年7月1日設置	平成18年6月27日設置	平成18年5月11日設置
④ 業務	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設置に対する関係市町の基本的な考 え方の整理と市町間の連絡調整	広域連合設立のための所要の検討・ 調整等	広域連合設立準備委員会設置準備 のための検討 広域連合設立に向けた課題整理	広域連合設立に向けた課題の整理 等
⑤ 構成メンバー	[検討会] ・県 3名 ・市町 13名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 計 19名 [事務局] ・県	[役員] ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 若干名 ・監事 2名 [委員会] ・全市町長 26名 ・国保連合会 1名 計 27名 ※委員会の他に「研究会」と「部会」を 設置。 [事務局] ・市町 2名 ・国保連合会 2名 計 4名	[検討会議] ・府 28名 ・全市町村 ・国保連合会 ※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。 [事務局] ・府	[共同検討会] ・全体会議 43名 府 府内全市町村 ・代表者会議 11名 府 府内代表市町村 (オブザーバー) 国保連合会等 [事務局(庶務)] ・府

県名	兵庫 県	奈良 県	和歌山 県	鳥取 県
① 名称	兵庫県後期高齢者医療広域連合設立に関する検討会	後期高齢者医療広域連合設立検討会	和歌山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置に向けての検討会	鳥取県後期高齢者医療広域連合設立準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会を設置に向けて関係者により検討をするための会議	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年5月29日設置	平成18年5月25日設置	平成18年5月30日設置	平成18年5月30日設置
④ 業務	新制度に関する情報収集・提供・研究等	設立準備委員会設置に向け、必要な調査・検討・調整等	設立準備委員会の設置に係る検討(委員会の組織・事務局体制・運営経費の負担方法等)	広域連合を設立するために必要な検討・調査等
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 ・市町 10名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 15名</p> <p>[事務局(庶務)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 ・神戸市 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 4名 ・市町 4名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 2名 <p>計12名</p> <p>※この他に「実務者勉強会」を開催。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 6名 ・市町 15名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 2名 <p>計 25名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 8名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>※検討会は、「幹事会」と「研究会」の2段階組織とする。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	岡山県	広島県	山口県	徳島県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立ワーキンググループ	広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会	山口県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事前検討会	徳島県後期高齢者医療広域連合設置検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合設立準備委員会を設立するための事前検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年4月21日設置	平成18年6月14日設置	平成18年5月22日設置	平成18年5月24日設置
④ 業務	設立準備委員会の設立準備のための検討	広域連合設立のための所要の検討・調整等	準備委員会の設立準備のための検討	新制度に関する情報の共有等事務手続きの把握等
⑤ 構成メンバー	<p>[ワーキンググループ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 29名 (オブザーバー) ・県 ・町村会 ・国保連合会 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 	<p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 4名 ・監事 2名 <p>計 8名</p> <p>※委員会の他に「幹事会」と「部会」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 ・市町 2名 ・国保連合会 2名 <p>計 6名</p>	<p>[事前検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(医務国保課、市町課) 2名 ・市町 10名 <p>計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会 ・町村会 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 10名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p>計 14名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町 5名 ・県 1名 <p>計 6名</p>

県名	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
① 名称	後期高齢者医療広域連合の設置に係る検討会	愛媛県後期高齢者医療広域連合検討会	高知県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会検討会	福岡県後期高齢者医療広域連合設立検討事務局
② 位置付け	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討、調整を行うための検討会	広域連合設置の図るための準備委員会の円滑な設置を図るための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設置のための検討機関
③ 設置年月日	平成18年5月30日設置	平成18年5月26日設置	平成18年5月29日設置	平成18年7月3日設置
④ 業務	設立準備委員会の設置検討・調整等	準備委員会の規約、設置場所、組織、経費分担等	新制度に関する情報の収集提供等 設立準備委員会の規約案の検討等	準備委員会の設置に関すること等
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名 ・市町村 17名 ・国保連合会 1名 <p>計 20名</p> <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 3名 ・国保連合会 1名 <p>計 5名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会、町村会 ・3市町以外の市町 <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 10名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[検討事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 3名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>計 5名</p> <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(市町村担当課) ・参加希望の市町村(69市町村) <p>[事務局(庶務)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県
① 名称	後期高齢者医療広域連合設立のための検討会	長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会	大分県後期高齢者医療広域連合設立検討会	熊本県後期高齢者医療広域連合準備検討会議
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立のための検討会	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会を設置するための所要の検討及び調整を行う会議
③ 設置年月日	平成18年5月19日設置	平成18年7月1日設置	平成18年5月18日設置	平成18年6月29日設置
④ 業務	設立準備委員会の設立案の検討等	広域連合設立のための所要の検討・調整等	準備委員会の組織・体制、費用負担、事務所の選定に係る検討、協議等	設立準備委員会の組織構成や経費負担等についての検討及び調整
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県(国民健康保険課、市町村課) 5名 ・市町村 2名 ・市長会 2名 ・町村会 2名 ・国保連合会 1名 <p>計 12名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 	<p>[役員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会正副会長市 2名 ・町村会正副会長町 2名 <p>計 4名</p> <p>※委員会の他に「部会」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町 5名 ・国保連合会 2名 ・市町村総合事務組合 1名 <p>計 9名</p>	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 18名 ・国保連合会 1名 <p>計 20名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 4名 	<p>[準備検討会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 7名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p>計 10名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県

県名	宮崎県	鹿児島県
① 名称	宮崎県後期高齢者医療広域連合設立検討会	後期高齢者医療広域連合の設立に係る準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会
③ 設置年月日	平成18年6月28日設置	平成18年5月29日設置
④ 業務	準備委員会の設立に向けての所要の検討(準備委員会規約、組織、費用負担、スケジュール等)	準備委員会の設立に向けた所要の検討(規約案、組織・体制、予算等)
⑤ 構成メンバー	<p>[検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 2名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名 <p style="text-align: right;">計 6名</p> <p>※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町村会 	<p>[準備検討会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 1名 ・市町村 7名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 <p style="text-align: right;">計 10名</p> <p>[事務局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県 2名

広域連合準備委員会規約対比表

	福岡県介護保険広域連合設立準備委員会	広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会	滋賀県後期高齢者医療広域連合準備委員会	長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会
名称	第1条 本会の名称は、福岡県介護保険広域連合設立準備委員会（以下「本会」という。）という。	第1条 本会の名称は、広島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「本会」という。）という。	第2条 本会は、滋賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「委員会」という。）と称する。	
目的	第2条 本会は、介護保険事業を実施する広域連合を設立するために所要の検討、調整を行うことを目的とする。	第2条 本会は、後期高齢者医療事業を実施する広域連合を設立するために所要の検討、調整を行うことを目的とする。	第1条 後期高齢者医療制度の施行に向け、その運営を行う広域連合（以下「広域連合」という。）を設立するため、調査・検討を行うことを目的とする。	第1条 後期高齢者医療の事務を実施する広域連合を設立するため所要の検討、調整を行うことを目的として、長崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（以下「準備会」という。）を設置する。
構成及び組織	第3条 本会は、本連合に加入する市町村（以下「構成市町村」という。）をもって構成し、本会に委員会及び検討幹事会を設ける。 なお、本会への新規加入及び脱退は、委員会の承認により行うことができる。	第3条 本会は、広島県内の市町村（以下「市町」という。）をもって構成し、本会に委員会、幹事会及び部会を設ける。	第3条 委員会の委員は、別表のとおりとする。 ※県内全市町長及び国保連合会副理事長	第2条 準備会は、長崎県内の全市町をもって構成する。 第3条 準備会に委員会を置く。 2 委員会の委員の定数は、4人とする。
委員会・総会	第4条 委員会に次の役員を置く (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 委員 若干名 (4) 監事 2名 2 会長は、委員の互選によって選任する。 3 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。 4 委員は、市及び町村ごとに首	第4条 委員会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 委員 4名 (4) 監事 2名 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。 3 監事は、会長が指名する。 4 委員は、広島県市長会及び広	第4条 委員会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名 2 会長は、理事が互選する。 3 副会長は、会長が理事のうちから指名する。 4 理事及び監事は、滋賀県市長	第4条 委員は、長崎県市長会の正副会長の市の助役、長崎県町村会の正副会長の町の助役をもつて、これに充てる。 第5条 委員会に次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監事 2人

	<p>長の互選によって首長の中から委員若干名づつを選出する。</p> <p>5 役員の任期は、その属する市町村の長としての任期による。</p> <p>6 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。</p> <p>7 委員会は、本会の重要事項について審議決定する。</p>	<p>島県町村会の正副会長とする。</p> <p>5 役員の任期は、その属する市町村の長としての任期による。</p> <p>6 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。</p> <p>7 委員会は、本会の重要事項について審議決定する。</p>	<p>滋賀県町村会及び滋賀県国民健康保険団体連合会(以下「国民連合会」という。)から推薦のあった委員をもって充てる。</p> <p>5 理事及び監事の任期は、市町村の長及び団体の役員の任期とする。</p> <p>第6条 委員会の次の事項を審議・決定するため、総会を開催する。</p> <p>(1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約(案)</p> <p>(2) その他重要な委員会の運営に関すること</p> <p>2 総会は、必要に応じ会長が招集し、その議長は会長が充てる。</p> <p>3 総会の議事は、委員の過半数で出席し、その委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>	<p>2 会長及び副会長は、委員の中から互選によってこれを選任する。</p> <p>3 監事は、会長が委員以外の市町村の助役の中からこれを指名する。</p> <p>4 役員の任期は、市町の助役としての任期による。</p> <p>5 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。</p> <p>6 委員会は、準備会の重要事項について審議する。</p>
役員の職務	<p>第5条 会長は、本会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、本会の会計を監査する。</p>	<p>第5条 会長は、本会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、本会の会計を監査する。</p>	<p>第5条 会長は、委員会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この規約の定めるところにより、会務の執行を決定する。</p> <p>4 監事は、委員会の会計を監査する。</p>	<p>第6条 会長は、準備会を代表し、事務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>3 監事は、準備会の会計を監査する。</p>
幹事会・理事会	<p>第6条 幹事会は、会長が指名する市町村の福祉担当課長及び会長が委嘱する学識経験者をもつ</p>	<p>第6条 幹事会は、市町の老人医療担当課長をもって組織する。</p> <p>2 幹事会は必要に応じて、県職</p>	<p>第7条 会務の執行に関する事項を審議するため、理事会をおく。</p> <p>2 理事会は、会長・副会長及び</p>	

	<p>て組織する。</p> <p>2 幹事会に幹事長を及び副幹事長若干名を置く。</p> <p>3 幹事長及び副幹事長は会長が指名する。</p> <p>4 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>5 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>員、広島県国民健康保険団体連合会職員及び会長が委嘱する学識経験を有する者等に意見を求めることができる。</p> <p>3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長及び副幹事長は会長が指名する。</p> <p>5 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>6 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>理事により構成し、その議長は会長が充たす。</p> <p>3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数で決し、可決同数の時は、議長の決すところによる。</p> <p>4 総会に付議する案件は、理事会の議決を経なければならぬ。</p>	
<p>事務局</p>	<p>第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、福岡県町村会事務局内に置く。</p> <p>3 事務局は、構成市町村職員、県町村会職員及びその他職員をもって組織する。</p> <p>4 会長は、前項の職員の中から事務局長を定めなければならない。</p> <p>5 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を掌理する。</p> <p>6 広域連合設立準備等に係る所要の検討・整理は、次の部会編成により行う。</p> <p>① 資格管理部会 ② 認定部会 ③ 給付部会 ④ 電算部会 ⑤ 総務部会</p>	<p>第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、広島県自治会館内に置く。</p> <p>3 事務局は、広島県職員、市町村職員及び広島県国民健康保険団体連合会職員をもって組織する。</p> <p>4 会長は、前項の職員の中から事務局長を定めなければならない。</p> <p>5 事務局長は、会長を命を受け本会の事務を掌理する。</p> <p>6 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>	<p>第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、滋賀県保会館内に設置する。</p> <p>3 事務局に事務局長その他必要な職員を置き、市町及び国保連合会等の職員から会長が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び職員に関し、必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第7条 準備会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、長崎県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）内に置く。</p> <p>3 事務局は、長崎県市町職員、長崎県職員、長崎県国民健康保険団体連合会職員及び組合職員をもって組織する。</p> <p>4 事務局長は、前項の職員の中から会長が定めるものとする。</p> <p>5 事務局長は、会長の命を受け準備会の事務を掌理する。</p> <p>6 （「部会」欄参照）</p> <p>7 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。</p>

	7 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。	第8条 広域連合設立準備等に係る所要の検討・調整は、次の部会編成により行う。 ① 資格管理部会 ② 給付部会 ③ 電算部会 ④ 総務部会 2 部会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。	第8条 広域連合の設立準備に係る調査・検討及び調整を行うため、研究会を設置するとともに必要な部会を設ける。 2 研究会及び部会の委員は、県・市町及び関係機関の職員のうちから会長が委嘱する。 3 研究会及び部会の運営に関する、必要な事項は会長がこれを定める。	第7条 1～5 (略) 6 広域連合設立準備等に係る所要の検討、調整は、次の部会編成により行う。 (1) 総務部会 (2) 資格管理部会 (3) 給付部会 (4) 賦課徴収部会 (5) 電算部会 (以下略)
部会	第8条 本会の運営に必要な経費は、福岡県町村会助成金、加入市の分担金及びその他の収入をもって充てる。 2 本会の会計は年度処理とし、福岡県町村会会計規程等に準じて行う。	第9条 本会の運営に必要な経費は、国の助成金、市町の分担金及びその他の収入をもって充てる。 2 本会の会計は年度処理とし、広島県町村会財務規則等に準じて行う。	第10条 委員会の運営に必要な経費は、市町及び国保連合会が負担するものの外国庫補助金等の収入をもって充てる。 2 市町の負担額は、別に定める。 3 委員会の会計処理は、国保連合会の例による。	第8条 準備会の運営に必要な経費は、国補助金、市町の分担金及びその他の収入をもって充てる。
会計	第9条 本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。	第10条 本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。	第11条 委員会は、広域連合の設立後速やかに解散し、所有する財産及び事務は、広域連合に引き継ぐ。	第9条 準備会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ。
解散等 その他	第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。	第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。	第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。	第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

広域連合と市町村の事務分担(案)

	業務内容	権限	条文	市町村の事務	広域連合の事務
被 保 険 者 の 資 格 管 理	65歳以上75歳未満の者の被保険者認定	広域連合	50①	広域連合に住基情報の提供	被保険者認定
	被保険者の適用除外(生活保護等)	広域連合	51①	福祉事務所から月に一回情報を提供	被保険者の適用除外
	資格取得・喪失の届出受理	広域連合	54①②	資格取得届・喪失届受付(窓口事務)	資格認定(取得・喪失の確認)
				居所不明者の調査事務	居所不明者の資格喪失手続き
				資格に関する情報提供	
	被保険者証の交付	広域連合	54③	住基情報の提供	被保険者証交付
				被保険者証の随時交付(窓口事務)	被保険者証更新時の交付
	被保険者証の回収	広域連合	54⑨	窓口での受付事務	
	資格証明書の発行	広域連合	54④⑤⑥ ⑦⑧	滞納状況の情報提供	弁明書の発送・回収
				資格証明書の交付(窓口事務)	交付対象者決定
				被保険者証返還請求	
				資格証明書発行	
住基情報による届出のみなし	広域連合	54⑩	広域連合に住基情報の提供		
住所地特例	広域連合	55	広域連合に住基情報の提供		
保 険 料 賦 課 ・ 徴 収	保険料率の決定	広域連合	104②③		保険料率決定
				税情報の提供	税情報収集
					税未納申告者への簡易申告書送付・回収
					保険料率軽減決定
	保険料の賦課	広域連合	104②③ 115①		保険料の賦課決定
	普通徴収	広域連合	107① 109	保険料納期決定	
	保険料の減免	広域連合	111	減免申請受付(窓口事務)	減免決定
					減免決定(却下)通知
	保険料の徴収猶予	広域連合	111	徴収猶予申請受付(窓口事務)	徴収猶予決定
					徴収猶予決定(却下)通知
	被扶養者に係る保険料減額賦課	広域連合	99②		保険料の減額賦課決定
	保険料減額分に係る特別会計への繰り入れ	市町村	99①②	市町村特別会計への繰り入れ	
	保険料徴収	市町村	107① 110	年金からの特別徴収	
104①			保険料の収納		
115②			納入通知の送付		
			督促状の送付		
113			滞納処分		
115②	延滞金の徴収				
保険料等の納付	市町村	105	保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の広域連合への納付		
現物給付の審査、支払	広域連合	70①③④ ⑤⑥		レセプト審査	
				レセプト保管管理	
				レセプト点検	
				再審査請求	
				診療報酬支払	

	業務内容	権限	条文	市町村の事務	広域連合の事務
保 険 給 付	未収金についての滞納処分	広域連合	67②		保険医療機関に対する善管注意義務の確認 被保険者の財産調査
	一部負担金の割合の減免	広域連合	69		都道府県知事への協議
				減免申請受付(窓口事務)	減免の決定 減免(却下)通知
	償還払いの審査、支払	広域連合	74、75、 77、84、85	高額医療費及び療養費の支給申請 受付(窓口業務)	高額療養費対象者の把握、申請勧奨 受給者死亡の場合の相続人確認
					支給・不支給決定
					支給・不支給決定通知
					口座振込依頼
				標準負担額減額申請受付(窓口業務)	減額認定証交付決定、長期該当適用
	他の法令による医療に関する給 付との調整	広域連合	57		レセプトの返戻
	葬祭費等の支給	広域連合	86①	申請受付(窓口事務)	支給・不支給決定 支給・不支給決定通知 口座振込依頼
	給付制限	広域連合	87、88 89、90 91、92	滞納情報の提供	支給差し止め通知 滞納分に充当
第三者行為による損害賠償請求	広域連合	58	届出の受付(窓口業務)	未届の被保険者への確認 加害者への求償	
不正利得の徴収	広域連合	59		事実関係の調査 不正利得を得た者への求償	
そ の 他	特別会計	広域連合 市町村	49	特別会計の設置	特別会計の設置
	保健事業	広域連合	125		保健事業の実施
	審査会(県に設置)		128,129	審査請求書の受理(窓口業務)	審査会からの通知の受取
	都道府県知事への報告	広域連合	135		事業状況の都道府県知事への報告
	被保険者等に関する調査	広域連合 市町村	137	被保険者等に関する調査	被保険者等に関する調査
	資料の提供等	広域連合 市町村	138	資料の提供等の求め	資料の提供等の求め
	過料	広域連合 市町村	171	提出命令等に従わない場合の過料規定 の設定	提出命令等に従わない場合の過料規定の 設定

※市町村の事務については、規約により広域連合の事務とすることも可能

【別添 7】

後期高齢者医療広域連合モデル規約（案）

モデル規約	備考
<p>(広域連合の名称) 第 1 条 この広域連合は、〇〇県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体) 第 2 条 広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域) 第 3 条 広域連合の区域は、〇〇県の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務) 第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第 1 に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 保険給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目) 第 5 条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>(広域連合の事務所) 第 6 条 広域連合の事務所は、〇〇市内に置く。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第 48 条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。</p>

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、〇〇人とする。

【例1】

2 広域連合議員は、関係市町村の長又は助役により組織する。

【例2】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

【例3】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会において、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 〇人
- (2) 市町村議会議員 〇人

(広域連合議員の選挙の方法)

【例1】

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長もしくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の〇分の1以上の者
 - (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者
- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。
- 3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

議会の議員定数については、地方自治法第291条により規約に委ねられている。

広域連合議員の組織及び定数については、①構成団体の長又は助役のみ、②構成団体の議会の議員のみ、③①と②の両方、のそれぞれのパターンが考えられる。

広域連合議員の選任は、規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票による選挙(直接選挙)又は構成団体における選挙(間接選挙)によらなければならない(地方自治法第291条の5第1項)。

このモデル規約では、例として、第7条第2項の【例3】(広域連合議員を構成団体の長及び議会議員の両方で組織)の場合で、かつ、間接選挙による方法について示している。

【例1】

推薦を受けた候補者が、すべての関係地方公共団体の議会において選挙し、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法である。

【例 2】

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において〇人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第 8 条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関等の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関等の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 第 1 項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関等の任期)

第 13 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4 年とする。ただし、関係市町村の任期の定め

【例 2】

広域連合の議会の議員数を、広域連合を組織する地方公共団体の議会ごとに割り振り、当該議会において議員が投票により選挙する方法である。

広域連合議員の任期については、地方自治法第 291 条の 4 により、規約に委ねられている。

広域連合長の選任については、地方自治法 291 条の 5 により、広域連合の選挙人の直接投票（直接選挙）又は構成団体の長による選挙（間接選挙）に限られている。

このモデル規約では、例として、間接選挙による方法を示している。

ある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第 14 条 第 11 条に定める者のほか、広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 15 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び(都道府)県の支出金
- (4) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

選挙管理委員会は、広域連合において必置機関であるが、その選任方法等については規約に委ねられている。
(地方自治法 291 条の 4)

地方自治法施行令 212 条の 4 により監査を行う機関は必置と解される。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後はいじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、□□□□にて行うものとする。

選挙管理委員は議会において選挙によって選出されるため、初めての広域連合長選挙の場所について、定めたものである。

また、広域連合の設立後の広域連合長及び広域連合議員の選挙の実施期日については、間接選挙の場合、公職選挙法第33条第3項（設置の日から50日以内）の適用はない。

別表第1（第4条関係）

区分

被保険者の資格管理に関する事務のうち以下に掲げるもの

資格の異動の届出の受付に関する事務

再発行に係る被保険者証の引渡しに関する事務

資格証明書の引渡しに関する事務

保険給付に関する事務のうち保険給付に関する申請及び届出の受付に関するもの

一部負担金の減免申請、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者の届出、審査請求書の提出に関する受付についても、これに含まれる。

保険料の賦課に関する事務のうち保険料の減免申請の受付に関するもの

保険料の徴収に関する事務（保険料の徴収猶予申請の受付に関する事務を含む。）

別表第2(第17条関係)

○ 共通経費

	負担割合
均等割	○%
高齢者人口割	○%
人口割	○%

○ 保険給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

保険給付費割 100%

○ 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

共通経費については、例えば均等割について小規模な市町村に過大な負担にならないようにするなど、地域の実情に応じて定める必要がある。

広域連合設立時における条例制定一覧（案）

○ 総規

- ・ ○○広域連合の休日を定める条例
- ・ ○○広域連合公告式条例

○ 議会・選挙・監査

- ・ ○○広域連合議会の定例会条例

○ 組織・庶務

- ・ ○○広域連合の事務所の位置及び名称等に関する条例
- ・ ○○広域連合課設置条例

○ 情報公開等

- ・ ○○広域連合情報公開条例
- ・ ○○広域連合個人情報保護条例

○ 人事

- ・ ○○広域連合職員定数条例
- ・ ○○広域連合職員の定年等に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例
- ・ ○○広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の育児休業等に関する条例
- ・ ○○広域連合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

○ 給与

- ・ ○○広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ ○○広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ ○○広域連合職員の給与に関する条例
- ・ ○○広域連合職員等の旅費に関する条例

広域連合設立時における規則制定一覧（案）

議会・ 選挙・監査	広域連合議会の定例会招集に関する規則 広域連合議会会議規則 広域連合議会傍聴規則
組織・庶務	広域連合事務分掌規則 広域連合職員の職の設置に関する規則 広域連合収入役の補助組織に関する規則 広域連合長の組織代理者を定める規則 広域連合収入役の職務代理者を定める規則 広域連合情報公開審査会規則 広域連合長が管理する公文書の開示等に関する規則 広域連合個人情報保護審査会規則 広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する広域連合個人情報保護条例施行規則
人事	広域連合職員の任免に関する規則 広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 広域連合職員の育児休業等に関する規則 広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則 広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 営利企業の従事制限に関する規則
給与	広域連合職員の給与の支給に関する規則 広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 広域連合職員の管理職手当の支給に関する規則 広域連合職員の扶養手当支給に関する規則 広域連合職員の住居手当の支給に関する規則 広域連合職員の通勤手当の支給に関する規則 広域連合職員の単身赴任手当の支給に関する規則 広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合等に関する規則 広域連合職員の休日勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 広域連合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則
財務	広域連合財務規則 広域連合財産の管理に関する規則

2. 後期高齢者医療制度の概要（平成20年4月）

- ・ 後期高齢者医療制度の概要については、以下のとおりである。
- ・ なお、以下の事項には、政省令事項等が含まれており、現段階の案であるが、今後、Iで述べたとおり、政省令等を順次制定していく予定であり、各都道府県・市町村におかれては、1.の広域連合の設立事務と併せ、施行に向けた準備をお願いする。

（1）広域連合の設立

- ・ 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収事務等を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。
- ・ 後期高齢者医療広域連合が処理する事務には、保険料の決定、医療給付等が含まれており、財政責任を持つ運営主体という意味では、後期高齢者医療広域連合が保険者であり、保険者機能を発揮することが期待されること。

（2）被保険者の範囲

被保険者は、以下のとおりであること。

ア 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者

イ 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、寝たきり等の者

※ 寝たきり等の者については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの。認定基準については、現行の老人保健制度と同様。

（3）給付

- ・ 給付の概要は、以下とおりであること。
 - 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費（18年10月新設）、保険外併用療養費（同）、療養費、訪問看護療養費（現行の老人訪問看護療養費）、特別療養費（被保険者が資格証明書の交付を受けている場合の給付）、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費（20年4月新設）
- ・ 診療報酬については、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい診療報酬体系について検討し、平成20年度の診療報酬改定において対応すること。

(4) 財政措置

① 定率負担

現役並所得者を除く被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額（以下「療養給付費等」という。）について、国3/12、都道府県1/12、市町村1/12を負担すること。

※ 療養給付費等 … a及びbの合計額

- a. 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額
- b. 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

② 高額な医療費に対する公費負担

高額な医療費（レセプト1件当たり80万円超）について、1/2を公費で負担すること。

※ 事業規模： 約1,000億円

（国：都道府県：後期高齢者医療広域連合（保険料）＝1：1：2で負担）

③ 財政調整交付金

- ・ 療養給付費等のうち1/12は財政調整交付金とすること。
- ・ 財政調整交付金は、後期高齢者医療広域連合間の財政力に応じて交付する「普通調整交付金」と、災害等の特別の事情を考慮して交付する「特別調整交付金」の2種類とすること。

※ 普通調整交付金

＝ 調整対象需要額（給付費等のうち保険料で賄うべき費用）

－ 調整対象収入額（保険者が財政力に応じて保険料として徴収すべき費用）

④ 低所得者及び被扶養者の軽減に係る財政措置（保険基盤安定制度）

- ・ 市町村は、低所得者に係る保険料の軽減分について、市町村の後期高齢者医療広域連合に関する特別会計に繰り入れること。
- ・ 市町村は、被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の軽減分（後期高齢者医療制度に加入した時から2年間、保険料を半額とする措置）について、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れること。
- ・ 都道府県は、これらの繰入金金の4分の3を負担すること。

⑤ 財政安定化基金

- ・ 都道府県において、国、都道府県及び後期高齢者医療広域連合の拠出の下、基金を設置し、保険者の未納、給付の見込み違い等に対し、貸付等を行うこと。

※ 基金の規模： 約2,000億円

(国：都道府県：後期高齢者医療広域連合(保険料) = 1 : 1 : 1で、平成20年度から4年間積立て)

(5) 保険料の賦課基準と収納対策

① 保険料率の設定

- ・ 保険料率は、後期高齢者医療広域連合(都道府県)の区域内で均一保険料が原則であること。
- ・ 保険料率は、概ね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないこと(2年単位の財政運営)。

② 保険料賦課の基本的枠組み

- ・ 被保険者個人単位で算定・賦課すること。
- ・ 応益割(定額部分)は被保険者均等割、応能割(所得比例部分)は所得割とし、応益割：応能割 = 50 : 50を標準とすること。
- ・ 所得割の算定対象所得は、旧ただし書所得(=総所得金額-基礎控除)を基準とすること。
- ・ 賦課限度額を設けること。(具体的な額については、検討中。)

③ 低所得者及び被扶養者の軽減

- ・ 低所得者については、世帯の所得水準に応じて、保険料を軽減すること。
 - 7割軽減： 基準額 = 基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減： 基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯人数 - 1)
 - 2割軽減： 基準額 = 基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯人数
- ・ 被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった者については、後期高齢者医療制度に加入した時から2年間、5割軽減とすること。
- ・ 軽減分については、公費で負担すること。

(注) 基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動があり得る。

④ 保険料の年金天引き（特別徴収）

- ・ 年額18万円以上の年金受給者を対象に、年金からの保険料の天引き（特別徴収）を行うこと。
- ・ ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合には、天引きの対象としないこと。

⑤ 資格証明書・短期被保険者証

- ・ 被保険者が保険料を滞納した場合には、通常と比較して有効期限の短い被保険者証（短期証）を発行すること。
- ・ また、滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、特別の事情のない限り、被保険者証の返還を求め、資格証明書の交付を行うこと。

(6) 後期高齢者医療広域連合の不均一保険料の特例

① 離島等の特例（恒久措置）

- ・ 離島その他の医療の確保が著しく困難である地域については、地域単位で、不均一保険料の設定を可能とすること。
※ 無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ医療機関へのアクセスが困難である地域とする方向で検討中。
- ・ 上記の不均一保険料については、下限を定めること。
※ 広域連合均一保険料に対し50%以上とする方向で検討中。

② 医療費の地域格差の特例（経過措置）

- ・ 平成20年度から6年の範囲内で後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間、施行日前の一定期間の当該市町村の一人当たり老人医療費が後期高齢者医療広域連合内の平均老人医療費に対して一定割合以上低く乖離している場合、市町村の区域単位で不均一保険料の設定を認めること。
※ 乖離割合については、20%以上とする方向で検討中。
- ・ 不均一保険料については、特定期間（2年）ごとに、段階的に広域連合均一保険料との差を縮小すること。
※ 保険料率について、広域連合均一保険料との差が、平成20年度及び21年度は3/6以内となるよう設定し、財政運営期間である2年ごとに、この差が3/6以内→2/6以内→1/6以内となるように設定し、6年後には完全に広域連合均一保険料が達成できるようにする方向で検討中。

- ・ 上記の市町村単位の保険料と広域連合均一保険料との差額については、国及び都道府県が、それぞれ1／2の割合で負担すること。

(7) その他

- ・ 後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（保健事業）を行うよう努めなければならないこととされたこと。
- ・ 国保連合会の業務として、新たに、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用等の審査支払い及び高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整等の業務が追加されたこと。これに関連して、参議院厚生労働委員会の附帯決議において、後期高齢者支援金を負担する保険者等の意見が広域連合の運営に反映されるよう、保険者協議会の活用等について指導を行うとともに、意見を聞く場の設定について検討を進めること、とされたこと。

3. 今後の段取り

本年9月に、都道府県及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長を対象とした説明会を開催し、平成19年度概算要求等の内容を含め、説明する予定である。